

国際課税のケース・スタディ

外国法人日本支店が取得する居住者 ユーロ円債の利子に係る課税

〔事例〕

外国法人A社日本支店は、その資金運用として、内国法人B社発行のユーロ円債を取得し、その利子を国内の証券会社を通じ受領した。この場合、A社日本支店が受領する当該利子は源泉徴収課税の対象とされるか。また、当該利子はA社日本支店の法人税の課税対象とされるか。

〔ポイント〕

- 1 ユーロ円債の意義
- 2 民間国外債の利子の非課税制度
- 3 恒久的施設を有する外国法人が民間国外債の利子を取得する場合の課税関係
- 4 国外公社債等の利子に係る源泉徴収
- 5 居住者ユーロ円債の利子に係る法人税課税

〔検討〕

1 ユーロ円債の意義

ユーロ円債とは、ユーロ市場において発行される円建債券のことをいう。当初、ユーロ円債の公募発行は、欧州投資銀行、世界銀行等の一部の国際機関に限られていたが、昭和59年に、円の一層の国際化、自由化の進展のため非居住者ユーロ円債の適債基準が大幅に緩和され、また本邦企業が発行するユーロ円債の公募発行が解禁された。

居住者ユーロ円債の起債者側の利点としては、国内資本市場に比し、①無担保発行が可能である

こと、②起債手続が容易であること、また他の外債に比し、③為替リスクを回避しうること等が挙げられる。投資家側としても国際通貨としての円への投資対象が拡大されることとなる。

2 民間国外債の利子の非課税制度

居住者ユーロ円債は、昭和59年4月にその発行が解禁されたが、非居住者又は外国法人に支払われる利子については所得税の源泉徴収課税の問題が生じた。すなわち、当時民間外債の利子等の非課税制度の規定がおかれており、内国法人が発行する外債で、発行日から最終償還日までの期間が5年以上であるものにつき、非居住者又は外国法人に対して支払う利子については所得税を課さないこととされていたが、当該規定は円建債であるユーロ円債には適用がなかった。

このことは、ユーロ市場では債券の利子について源泉徴収非課税が原則である状況において、国外投資家のユーロ円債投資への阻害要因となった。その後、日米円ドル委員会における討議を経て、昭和60年4月、円建債であるユーロ円債を含めた民間国外債の利子の非課税制度が規定された。現在、内国法人が昭和60年4月1日から平成5年3月31日までの間に所得税法の施行地外の地域において発行した債券（利子の支払が当該地域において行われるものに限る）でその発行日から最終償還日までの期間が4年以上であるものにつき非居住者又は外国法人に対して支払う利子については所得税を課さないこととされている（措法6）。

3 恒久的施設を有する外国法人が民間国外債の利子を取得する場合の課税関係

国内において支店等の恒久的施設を有する外国法人がその事業に帰属する民間国外債の利子を取得する場合に、本規定に基づく所得税の非課税規定の適用を受けるかどうかが問題となる。

この点に関しては、昭和60年改正前においては所得税を非課税としない旨の規定が設けられていたが、昭和60年改正により削除された。したがって、外国法人に支払われる一定の民間国外債の利子については、国内における恒久的施設の有無及び当該事業への帰属の有無にかかわらず源泉徴収課税の対象とされないこととなる。

なお、国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払うもので、国内における事業に帰せられるものその他政令で定めるもの（恒久的施設に帰

せられるもの）については、外国法人の場合と同様、源泉徴収の適用からは除外されるが、当該所得が総合課税の対象となることから所得税自体が非課税とされることはない（措法6①、②、措令3の2）。

4 国外公社債等の利子等に係る源泉徴収

昭和63年4月1日以降に居住者又は内国法人が所得税法の施行地外の地域において発行された公社債等の利子等（当該地域において支払われるものに限る）について、国内における一定の支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、15%の税率により源泉所得税が徴収される（措法3の3）。

当該公社債には、外貨債のみならず居住者ユーロ円債も含まれるが、源泉徴収の対象とされるのは居住者又は内国法人が受領する場合に限られるので、設例のように外国法人日本支店が国内の証

目で見るとやさしい税制ハンドブック

図説

日本の税制

平成
3年度版

B6判・¥1,700(税込)・千260

大蔵省主税局調査課長 増原義剛 編

■税制というと、とかく難しい、専門的なものと一般に思われがちですが、これほど国民生活に深く関わり、大きな影響を及ぼすものもそう多くはありません。

私達国民一人ひとりの税制に対する深い理解が、今最も望まれているところです。

■本書には、地価税をはじめとする平成3年度の税制改正を完全に織り込み、新たに環境関連税制等17項目を追加しました。

■できるだけ分かりやすく、また各種の参考図表を掲載した本書は、税制に関心をお持ちの方や、一度体系的に勉強してみたいと考えている方に最適です。

財 経 詳 報 社

券会社を通じ国内還流分の利子を受領する場合には源泉徴収の適用はない。

5 居住者ユーロ円債の利子に係る法人税課税

以上の検討のとおり、A社日本支店が取得する一定の居住者ユーロ円債の利子について所得税が非課税とされ、したがって源泉徴収の適用を受けないこととなるが、当該利子については法人税の課税対象とされるかどうかは別途検討する必要がある。

すなわち、外国法人は国内源泉所得について法人税の納税義務を有する。国内源泉所得の意義は法人税法第138条に規定されており、債券の利子については、その第4号イにおいて、所得税法第2条第1項第9号に規定する公社債のうち日本国の国債もしくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子が国内源泉所得とされる。

したがって、内国法人B社の発行する債券の利子は、ユーロ円債に係る利子を含め国内源泉所得に該当するため、A社日本支店が取得する当該利子は法人税の課税対象とされることとなる。

〔結論〕

外国法人のA社日本支店が取得する内国法人B社発行のユーロ円債の利子は、当該ユーロ円債が、

その発行日から最終償還日までの期間が4年以上であり、かつ、その利払いが国外において行われるものである限り所得税は非課税とされ、源泉徴収の対象とされないが、当該利子が国内源泉所得に該当するため法人税の課税対象とされる。

(税理士 小沢 進)

〈訂正〉

前号「非永住者の国外不動産所得に係る赤字の扱い」のうち次のような誤りがありましたのでお詫びして訂正します。

正

区 分		国内源泉所得	国外源泉所得
居住者	永住者	課 税	課 税
	非永住者	課 税	国内払又は国内への送金は課税
非居住者		課 税	非 課 税

誤

区 分		国内源泉所得	国外源泉所得
居住者	永住者	課 税	非 課 税
	非永住者	課 税	国内払又は国内への送金は課税
非居住者		課 税	非 課 税

平成2年6月15日現在の通達を収録！

6 訂版

措置法通達逐条解説——法人税関係——

桜井巳津男・松橋行雄他著 (A5判・上製 定価5,500円(税込))

◎本書は、租税特別措置法の各規定を誤まりなく解釈適用するために、疑義の生ずる個所についての留意的説明や、実質に着目した運用基準の明示等を詳細に解説したものです。

財 経 詳 報 社